

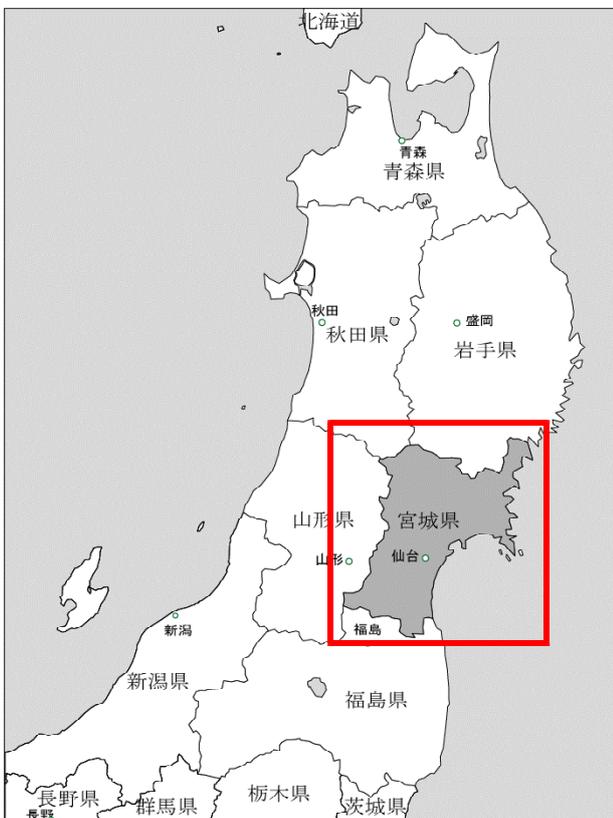
## 行政評価の過程は積極的に議会へ報告

### 宮城県

#### ○ 取組の概要

条例に基づき、政策評価・施策評価、大規模事業評価、公共事業再評価及び事業箇所評価を実施し、評価結果及び評価結果の反映状況については、議会に報告することを義務付け。また、条例で規定されていない公表資料についても積極的に議会に提供。

#### ○ 宮城県の概要



##### 宮城県の概要

###### 県庁所在地

●宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

###### 人口

●2,347,970人

※H17.3.31現在（住民基本台帳人口）

## ○ 取組について

---

### 1. 取組の背景

- ・ 「政策評価・施策評価の結果」及び「予算等への反映状況」については、「行政活動の評価に関する条例（平成 13 年宮城県条例第 70 号）」に基づき、前者が前年度の決算審査のある 11 月議会、後者は新年度当初予算が審議される 2 月議会に報告している。
- ・ 条例上の規定はないが、6 月に作成する評価原案の概要についても積極的に報告している。

（議会への報告）

第 12 条 知事は、第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の評価の結果の概要を、当該評価に係る第 10 条第 1 項の評価書を作成した後速やかに、議会に報告しなければならない。2 知事は、第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の評価の結果の前条第 1 項の規定による反映の状況を、当該評価に係る同条第 2 項の書面を作成した後速やかに、議会に報告しなければならない。

### 2. 取組の具体的内容

○ 議会に提出された平成 17 年度当初予算への反映状況（概要）を例に挙げると、以下のとおりである。

- ・ 「平成 16 年度の政策評価・施策評価は、総合計画第Ⅱ期実施計画で定められた 36 政策、211 施策のうち、政策評価指標が設定されている 29 政策、99 施策について評価を実施した。評価に当たっては、第三者機関である行政評価委員会政策評価部会による調査審議を経ており、同部会からの専門的かつ建設的な意見についても県としての対応方針を定め、事業の企画立案等に反映することとした。」
- ・ 「県では、これらの評価結果から得られた情報等を基に、平成 17 年度の施策展開等について検討を重ねるとともに、必要な予算措置の検討を行った。その中でも、県として重点的に取り組むべき施策等については、三役及び各部局長で構成する「政策・財政会議」において審議し、平成 17 年度の政策方針を策定するとともに、予算編成過程において事業内容の更なる検討を行った。この結果、平成 17 年度の重点事業として 140 事業を選定し必要な予算編成を行った。併せて、課題解決の手法として特別の予算化を伴わない「非予算的手法」を積極的に検討した。」
- ・ 「また、低迷する地域経済と厳しい雇用情勢を背景に打ち出した緊急経済産業再生戦略については、宮城県緊急経済産業再生戦略会議での意見を踏ま

え最終年度となる平成 17 年度は 71 事業を重点事業として必要な予算編成を行った。」

(例) 平成 16 年度行政活動の評価の結果の反映状況説明書

【代表的施策と重点事業】

番号	政策名	施策名	評価結果			施策の 方向性	評価結果の反映状況		
			市民満足度調査 重視度と 満足度 の かい離	優先度	政策評価 指標名・ 達成度				
1	障害者・高齢者が 地域で自分らしい 生活を送るための 環境づくり	高齢者の 介護サー ビス	20点	1位	要支援・要 介護高齢者 のうち介護 サービスを利用している者の割合 B	拡大	施策「高齢者の介護サービス」においては、在宅ケアの推進を基本としながら次のとおり重点事業を選定し、施設の整備やサービスの質の向上を推進することとした。		
							<b>重点事業名</b>	<b>H16予算額 (千円)</b>	<b>事業内容</b>
							老人デイサービスセンター整備費補助事業	21,500	在宅ケア推進のための基盤を充実するため、既存施設改修による老人デイサービスセンターの整備に対して補助する。
							特養ショート入居増築費補助事業	27,420	介護保険制度下におけるサービス基盤の整備を促進するため、特別養護老人ホーム建設におけるショートステイ用居室の増築に対して補助する。
							特別養護老人ホーム建設費補助事業	80,500	特別養護老人ホームのグループケアユニット型への増改築に対して補助する。
ユニットケア促進研修事業	3,105	特別養護老人ホームにおけるサービスの質の向上を図るため、ユニットケアを導入する施設の職員等を対象とした研修会を実施する。							
2	誰もが暮らしやすい バリアフリー・ユニバーサルデザイン環境の整備	誰もが利用しやすい施設や道路等の整備	20点	1位	外出時に不自由を感じている障害者・高齢者の割合 A	拡大	施策「誰もが利用しやすい施設や道路等の整備」においては、物理的バリアの解消の必要性についての普及啓発をさらに進めるため次のとおり重点事業を選定し、施設等のバリアフリー化を促進することとした。		
							<b>重点事業名</b>	<b>H16予算額 (千円)</b>	<b>事業内容</b>
							バリアフリー思想の県民への浸透に向けて、事業を推進する。 ・福祉のまちづくりに向けた普及啓発 ・バリアフリーに関する関係団体の連携支援、情報提供 ・バリアフリーへ向けた生活環境整備の推進 等		

### 3. 取組にかかる事業費

- ・ 関連する事業費は特に計上していない。

### 4. 取組の体制

- ・ 企画部行政評価室が議会報告事務に携わっている。(室員 8 人中 担当 1 名)

### 5. 取組の成果

- ・ 「政策評価・施策評価の結果」を議会に報告することは、前年度決算の審査に活用されることが期待できるとともに、新年度予算に関しては執行機関の考え方も明らかにできる。
- ・ このことは、「説明責任の徹底」、「透明性の向上」に寄与するものであり、ひいては「自治」の一層の発展に寄与するものである。

### 6. 今後の課題

- ・ 議員からは書面の追加記述の要望もあることから、使える資料となるよう今後も一層工夫する必要がある。